

令和3年度 学校いじめ防止基本方針

北九州市立浅川中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

北九州市では、生徒の尊厳を保持することを目的とし、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携していじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、各学校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

【 定 義 】

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめに対する基本姿勢

「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料第4集～（令和3年3月 北九州市教育委員会）」より

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、上記3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見だし、生徒の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

(1) 自校の課題

- ・ 純朴で優しく親切な生徒が多いが、他者とコミュニケーションをとることが苦手だと感じている生徒も少なからずおり、友人関係のトラブルに発展することがある。
- ・ 友人関係を要因とした不登校・長期欠席生徒を出さないために、自分も相手も大事にする話し方の指導（対人スキルアップ）等を通してよりよい人間関係をつくる社会的スキル（コミュニケーション能力や人関係構築力等）の向上や教育相談の充実が望まれる。

(2) 学校としてなすべきこと

① いじめに対する正しい認識を共通理解する

- ア 生徒・教職員ともに、「いじめは人間として絶対に許されない行為」であり、はやし立てたり、傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されないことを強く認識する。
- イ 生徒・教職員ともに、いじめられている人を助ける（守る・かばう）ことは、いじめられている人を助ける（救う・高める）ことにもなると強く認識する。
- ウ 教師一人一人がいじめの問題の重要性を正しく認識し、生徒のわずかなサインもキャ

ッチできるよう、定期的なアンケートの実施や面談を意図的・計画的、あるいは状況に応じて臨時に実施するとともに、日常の生徒の様相観察等の感度を高め、教師間の情報交換や共通理解を図る。

エ 教職員用の指導書「いじめ問題を見過ごさないために」等を中心に、校内研修会を実施したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を講師として事例研究やカウンセリング研修を行ったりすることを通して、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、カウンセリング能力の向上とカウンセリングマインドの向上に努め、正しい認識を共通理解し、組織的な体制を整える。

オ 特に、配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

カ 発達障害を含む、障害のある生徒がいじめに関わる場合、その障害の特性の深い理解に努めるとともに、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

② 教育相談活動を充実し、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図る

ア 「いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうる。」という危機意識をもって相談活動を行う。また、教育相談期間のみならず、日常的な機会をとらえた相談を充実させる。

イ 定期的にアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実し、いじめが起きたときの対症療法的な対応に留まらず、全教育活動を通じた積極的な指導を展開する。

- ・ 「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料第4集」のP77「いじめ問題への取組についてのテックポイント(例)」などを参考にし、学期末毎等にこれまでの教育活動を振り返った評価・改善をしていく。
- ・ いじめの早期対応に当たっては、個々の教職員がいじめを発見したり通報を受けたりしたことを抱え込まず、校内いじめ問題対策委員会等で対応を検討するなどし、全教職員で一致協力して継続的に解決に向けて取り組む。

③ 家庭・地域・関係機関との連携を深める

- ・ 入学式をはじめ、各年度初期に、「学校いじめ防止基本法」や「校内いじめ問題対策委員会」について、生徒・保護者・地域に説明して周知する。
- ・ いじめの未然防止や早期発見のために、また、いじめられている生徒を最後まで守り抜くために、学校だけでなく家庭・地域・関係諸機関と連携する。
- ・ 日頃から家庭訪問や電話連絡等を行うなどし、保護者とコミュニケーションを十分にとり、信頼関係の構築を図る。
- ・ 必要に応じ、児童相談所・警察署等の地域の関係機関・相談機関との連携協力を図るとともに、特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力して対応する。

④ 「いじめ防止強化月間(9月全市一斉)」での効果的な取組の強化を図る

- ・ 「いじめ防止強化月間」において、中学校区での話し合い等により決定した生徒の自主的・自発的な取組を中心に全校でいじめ防止に向けた取組を行う。
- ・ 「いじめ防止強化月間」に「いじめに関するアンケート(全市一斉)」を効果的に活用し、全生徒にアンケート後の面談を実施することにより、いじめの早期発見に努めるとともに誰もが相談しやすい体制を整える。

- ・ 本市の「いじめ撲滅スローガン」や「北九州市いじめ撲滅宣言」等を生徒・保護者に周知するとともに、本校生徒会活動独自のいじめ防止に向けた取り組み「グリーンリボン運動」（いじめ防止意思表示運動）などを通して生徒の意識の高揚に努める。

(3) 教師としてなすべきこと

本校教職員は以下の11点を常に心に留め、教職員全員が「チーム浅川」の一員として、一丸となり、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」に積極的に取り組むことを心掛け、実践していく。

① いじめを見抜く感性を常に磨くこと

「いじめは、教師の目の届きにくいところで起こる。」ことを念頭に置き、北九州市教育委員会発行の「いじめ問題を見過ごさないために」のP64「気付いていますか？チェック表」等を参考にした校内研修を行うなどし、教師自身がいじめを見抜き、早期発見につながる感性を磨く。

② 不安や悩みを受容する姿勢をもつこと

生徒の話最後まで傾聴し、生徒一人一人の心に寄り添いながら、不安や悩みを受け止め、問題の解決に向けて粘り強く対応していく。

③ 「自信」と「やる気」を引き出す授業に努めること

教師と生徒との信頼関係に基づいた授業を実践し、生徒の「自信」と「やる気」を引き出していく。

④ 居心地のよい学校・学級づくりに努めること

教職員と生徒、生徒相互の温かい人間関係を基に、学校や学級を生徒にとって安心できる落ち着いた場所にするよう努める「心の居場所づくり」、生徒一人一人が活躍できる場面を設定するなど自己存在感を感じ、互いを認め合えるようにする「絆づくり」などを通して、「居心地のよい学校・学級づくり」を行っていく。

⑤ 一人一人の心の理解に努めること

生徒と連絡ノートなどを通じて心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も生徒と一緒に活動したりし、全生徒が1日に1回は先生から授業時以外で声をかけられ、話ができるようにしていく。

⑥ いじめを許さない学級風土をつくること

道徳や学級活動の時間、朝の会・帰りの会などで、いじめ問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくっていく。

⑦ 日常の生徒の姿を見つめること

いじめが起こっていない状態を把握し、アンテナを高くするとともに感度を上げ、生徒の僅かな変化も見逃さないように、常日頃の生徒一人一人の様相を観察するとともに、学級の様子にも注意をしていく。

⑧ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること

生徒の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけとならぬよう、生徒同士が一人一人の違いを個性として認め合う学級経営を行っていく。

⑨ いじめを受けた生徒を最後まで守ること

いじめを受けた生徒の苦しみを受容し、「いじめられている生徒を守り通す」ことを言動

で示すとともに、いじめた生徒に対しては毅然とした姿勢で対応していく。

⑩ 教師間で連携・協力して問題の解決にあたること

担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。また、全教師が全生徒の指導に当たる「チーム」体制づくりを行い、より対応力のある生徒指導体制への刷新を図っていく。

⑪ 生徒や保護者からの声に誠実に応えること

いじめられている生徒やその保護者の心情理解に努め、誠実に、解決に向けた努力を怠らず、生徒やその保護者との信頼関係の構築を心がける。

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ① いじめはどの生徒にも起こりうるし、どの生徒もいじめられる側にもいじめる側にもなりうることを踏まえ、どの生徒もいじめた者・いじめられた者にならないよう、いじめの未然防止に全職員で取り組む。
- ② 生徒同士および生徒と教職員間に信頼関係を築く。
- ③ 規律正しい態度で授業や行事、諸活動に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや行事の雰囲気づくりを心がける。
- ④ 生徒がお互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せるよう指導を工夫する。
- ⑤ いじめ未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に生徒の行動を把握したり、定期的なアンケートや生徒の欠席日数などで検証したりするとともに、定期的にいじめ未然防止の取組に改善点等がないかなどを検討し、PDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(2) いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解

- ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知するとともに、日頃より教職員全体の共通理解を図る。
- イ 生徒に対して、全校集会や学級活動等で校長や教職員が、日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体で醸成する。
- ウ どのようなことがいじめに当たるのかを具体的に挙げ、目に付く場所に掲示するなどし、生徒に認識させる。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、読書活動・体験活動などを推進し、生徒の社会性を育む。
- イ 社会体験・生活体験などの活動を通し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ウ 自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力を養う。
- エ 「北九州子どもつながりプログラム」等を活用し、生徒が他者と円滑にコミュニケーションがとれる能力を育む。

③ いじめを生まないための指導上の注意

- ア 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを心がける。
- イ 学級や学年内、部活動内等での生徒同士の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに工夫を凝らして取り組む。
- ウ 生徒が高ストレスにある時に、自らストレス状態にあることに気付き、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談してストレスを軽減したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- エ 教職員の不適切な言動により、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように細心の注意を払って指導を行う。
- オ 教職員は「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- カ 発達障害等、特別な教育的支援を要する生徒については、適切な理解の下に指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ア 全ての教育活動を通じ、生徒自らが活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会を全ての生徒に提供できるように努める。
- イ 校外での体験活動などを通して、生徒が他者の役に立っている、家庭や地域から認められていると実感できるように工夫する。
- ウ 生徒が困難な状況を自ら乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高める。
- エ 自己有用感や自己肯定感は、発達段階に応じて身に付くことを踏まえ、小中一貫・連携教育や近隣校、異校種間における連携を充実させ、生徒に、幅広く多様な見方をはぐくむとともに、学校・家庭・地域が幅広く、多様な見方で生徒を見守る。

⑤ 生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

- ア 生徒会を中心に、生徒自身がいじめの防止を訴える取組を行う。
(いじめ防止啓発ポスター作成、いじめ撲滅宣言の採択、グリーンリボンの取組など)
- イ 教職員は、全ての生徒が活動の意義を理解し、主体的に参加できる取組になっているかをチェックしながら適宜アドバイスを行って取組が推進できるよう支援する。

3 いじめの早期発見

「いじめの防止等のための基本的な方針」別添2「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント 文部科学省より

(1) 基本的な考え方

- ① いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解する。
- ② 些細な兆候を見逃さず、「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ③ 生徒の見守りや相談活動を通じて生徒との信頼関係の構築に努めるなどするとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行って、情報の共有を図る。
- ④ グループ内のいじめではいじめられた側の訴えがないことが多いため、常日頃より生徒の動きを細かく観察する。

(2) いじめ早期発見のための取組

① アンケート

- ア 月1回以上の生活アンケート（いじめに係る内容を含む）を行い、いじめの実態を把握する。
- イ 9月に全市一斉の「いじめに特化したアンケート」を実施し、その結果を活用して学校全体でいじめの実態を把握する。

② 教育相談体制

- ア 各学期に1回以上の定期的な教育相談を実施し、いじめの実態の把握に努める。
- イ 教師と生徒の日常のコミュニケーションをより大切にし、いじめを訴える機会を増やすとともにいじめについて相談しやすい雰囲気をつくる。
- ウ 家庭訪問等を通して教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
- エ 生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- オ 気になる生徒の情報を全教職員で共通認識しておく。

③ その他

- ア 休み時間や放課後等さまざまな場面で、教職員で生徒を見守り、動きを把握する体制づくりを行う。
- イ 連絡ノートを活用などから、日々の生徒の悩みを把握してチャンス相談を行う。
- ウ 相談電話（24時間子ども相談ホットライン等）を機会あるごとに周知し、困ったときは活用するよう指導する。
- エ 「北九州子どもつながりプログラム」を活用した、生徒の対人スキルアップに取り組む。
- オ スクールカウンセラーに定期的にカウンセラー通信を出してもらするなどし、生徒や保護者がスクールカウンセラーを活用し易い雰囲気づくりに努める。
- カ 保護者向けのいじめ防止・早期発見リーフレット等を活用し、家庭と連携して生徒を見守る。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ① いじめには組織で対応する。
- ② いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒には毅然とした態度で指導する。
- ③ 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携して対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなどを装った、「いじめと疑われる行為」を発見した場合、その場で行為を止めさせる。
- ② 生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめ事象を発見したり、通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告するとともに、校内いじめ問題対策委員会等での情報共有を図る。
- ④ 速やかに関係生徒から事情を聴き取り、事実を確認する。
- ⑤ 校長は事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 解決困難な問題への対応については、中立的な視点からの法的助言を受けることができる弁護士（スクールロイヤー）を活用することで、問題の早期解決を図る。
- ⑦ 重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への対応

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- ② いじめられている生徒・保護者に「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を明確に伝える。
- ③ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ④ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ⑤ いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人や教職員、家族等）と連携し、寄り添い支える。
- ⑥ 安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて別室で学習させるなどの措置を講じることも考慮し、希望に応じて実施する。
- ⑦ 状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターなどの協力を得て対応する。
- ⑧ いじめが解決したと思われる場合でも、相当の期間は見守りを継続する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめた生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ② いじめがあったことが確認された場合、組織的に対応し、謝罪や二度としないことの約束等を行う。
- ③ 聴き取りした内容を速やかにいじめた生徒の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ④ いじめた生徒の保護者と連携して、対応が適切に行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。
- ⑤ いじめた生徒に、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ⑥ いじめた生徒が抱える問題にも目を向け、継続的に指導・支援する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① 傍観者（観衆）だった生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ② いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ③ はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④ 学級全体でいじめについて話し合うなどし、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、根絶しようとする態度をはぐくむ。
- ⑤ 全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、影響の拡大を避けるため、直ちに関係機関と連携し、削除するなどの措置をとる。
- ② 生徒の生命、身体又は財産に重大な影響が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な指導助言・援助を求める。
- ③ 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知する。
- ④ 情報モラル教育を推進し、保護者に対しても、日頃から機会をとらえてネット上の問題事象について啓発する。

次頁（P9） 「5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画」へつづく

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

1 学 期		2 学 期		3 学 期	
期 日	活動内容	期 日	活動内容	期 日	活動内容
4月 5日	職員会議① (生徒理解研修)	8月 26日	始業式 生活アンケート⑤ 職員会議⑤	1月 10日	始業式 生活アンケート⑩ 職員会議⑦
4月 7日 4月 9日	始業式 入学式 (学校いじめ防止 基本方針の説明)	9月 1日 ～30日	(アンケートと夏季休 業日中の情報交換)	2月 8日	(アンケートと冬季休 業日中の情報交換)
4月 12日 ～14日	グリーンリボンキャ ンペーン(生徒いじ め防止意思表示運動①)	9月 9日	いじめ防止強化月間 (全生徒個人面談)	2月 8日 ～15日	生活アンケート⑪ 教育相談③ (いじめに関するア ンケートを基にし た取組・確認)
4月 15日	生活アンケート①	9月中旬 ～下旬	全市一斉いじめに特 化したアンケート⑥	3月 3日	生活アンケート⑫ (1・2年生)
4月 21日	職員会議②(生徒理 解研修①・情報交換)	10月 7日	道徳(いじめ問題に 関する取組)	3月 24日	職員会議⑧ (1年間の取組の 点検・評価、 生徒理解等)
4月 24日	PTA総会(中止) (学校いじめ防止 基本方針の説明)	10月 7日	生活アンケート⑦ SUTEKI アンケート②		
5月 11日	生活アンケート② SUTEKI アンケート①	10月中旬 ～下旬	グリーンリボンキャ ンペーン(生徒いじ め防止意思表示運動②) 及び		
5月 25日	職員会議③(生徒理 解研修②・情報交換)	11月 4日	生活アンケート⑧		
6月 8日	生活アンケート③	11月 10～ 12・15・16日	生活アンケート⑧ 教育相談②(生活ア ンケートを基にした 取組・確認)		
6月 9日 ～15日	教育相談①(生活ア ンケートを基にした 取組・確認)	11月 24日	校内研修会③(生活 アンケート結果を基 にした取組)		
7月 8日	生活アンケート④	12月 2日	生活アンケート⑨		
7月 14日 ・～・19日	保護者懇談会① (いじめに関する 情報交換①)	12月 15・16・ 17・20日	保護者懇談会②		
7月 20日	終業式 職員会議④ (1学期の取組の 点検・評価、9月 のいじめ防止強化 月間の取り組みの 確認等)	12月 23日	終業式 職員会議⑥ (2学期の取組の 点検・評価等)		
7月 30日	中学校区いじめ防止 ミーティング				

※ 生活アンケートは、原則として、月に一回月初めに前月を振り返るために実施する。教育相談については、定例の教育相談を学期に一回行うが、アンケートの結果に応じて適宜実施していく。

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ問題対策委員会

【学校におけるいじめ防止対策のための組織】

法第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 校内いじめ問題対策委員会活動方針

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめ（いじめの疑いを含む）に関する情報や、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う中核となる。
- エ 重大事態となる恐れのあるいじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携、必要に応じた関係機関との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

② 校内いじめ問題対策委員会組織

《教職員関係者》

役 職	氏 名	役 職	氏 名
校 長	川津 博司	第1学年主任	
教 頭		第2学年主任	
教 頭		第3学年主任	
生徒指導主事		第1学年生徒指導担当	
養護教諭		第2学年生徒指導担当	
養護教諭		第3学年生徒指導担当	

《外部関係者等》

役 職	氏 名	役 職	氏 名
スクールカウンセラー		スクールソーシャルワーカー	
スクールサポーター		スクールロイヤー	

③ 校内いじめ問題対策委員会活動計画

1 学 期		2 学 期		3 学 期	
期 日	活動内容	期 日	活動内容	期 日	活動内容
4月4日	組織発足、顔合わせ、委員会活動方針確認、いじめ防止基本方針の確認	8月26日	夏季休業日中の情報共有	1月8日	冬季休業日中の情報共有
7月20日	取組評価アンケート実施①（1学期の取組の評価） 1学期の状況確認・情報共有、夏季休業日中の連絡体制確認 1学期の対策委員会活動の点検・評価、2学期の活動方針検討・確定	12月23日	取組評価アンケート実施②（2学期の取組の評価） 2学期の状況確認 いじめアンケートと面談結果について情報共有、冬期休業中の連絡体制確認、 2学期の対策委員会活動の点検・評価 3学期の活動方針検討・確定	2月24日	取組評価アンケート実施③（年間活動の評価）
				3月24日	3学期の状況確認・情報共有、次年度のいじめ防止基本方針及び対策委員会活動方針検討・確定

※ 定例会を月に1回開催する。

(2) 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に最適な関係機関との連携を図る。

- ア 心理的なケアが必要であると判断した場合
- イ いじめられた生徒の安全が脅かされる恐れがある場合
- ウ 生徒や保護者が、教師に相談しづらい状況にあると判断した場合
- エ 問題行動を繰り返す生徒の処遇や、家庭環境に配慮を要する生徒の対応に関する場合
- オ 学校間や異年齢にまたがる集団による事象の場合 等

② 連携のための配慮事項

- ア 関係・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- イ 学校が関係機関から連絡を受けた場合は、校長が教育委員会に報告する。
- ウ 安易に関係・相談機関に依頼したり、連携後に任せきりにならないようにする。
- エ 保護者に関係・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止め、保護者が学校や教師に不信感を生まないように十分に配慮する。

③ 関係機関・相談機関一覧表

関係機関		相談機関	
機関名	連絡先	機関名	連絡先
教育委員会学校教育部 生徒指導・教育相談課	582-2369	24時間子ども 相談ホットライン	881-4152
特別支援教育 相談センター	921-2230	ハートケア北九州 (北九州少年 サポートセンター)	881-7830 (月～金 9時～17時45分)
子ども総合センター	881-4556	子どもの人権110番 (福岡法務局)	0120- 007-110 (月～金 8時30分～ 17時15分)
八幡西区 子ども・家庭相談 コーナー	642-0115	子どもの人権110番 (福岡法務局・北九州支局)	561-3989 (月～金 8時30分～ 17時15分)
折尾警察署 少年課少年係	691-0110	いのちの電話	671-4343 (24時間)
精神保健福祉 センター	522-8729	子どもホットライン24 (北九州教育事務所)	0949- 24-3344 (24時間)
あいおい支援室	641-1710	チャイルドライン (NPO法人)	0120- 99-7777 (月～土 16時～21時) 事務局 964-4152
くろさき支援室	631-7867	24時間子ども SOSダイヤル	0120- 07-8310

7 重大事態への対処

(1) 重大事態に至ると考えられるいじめに関する情報

- 校内いじめ問題対策委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの事実確認を行い、結果を教育委員会へ報告する。

(2) 重大事態の発生

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※ 教育委員会から市長等に報告）
 - ・ 生命、心身または財産に重大な影響が生じた疑いのあるとき
(生徒が自殺を企図した場合等)
 - ・ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき
(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手する。)
 - ・ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(3) 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

① 学校を調査主体とした場合

教育委員会の指導・支援の下、以下のような対応に当たる。

ア 校内いじめ問題対策委員会を活用

- 組織構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないスクールカウンセラー等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性や中立性を確保する。
- いじめ防止対策推進法第22条に基づく「校内いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

イ 校内いじめ問題対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施

- 客観的な事実関係を速やかに調査し、いじめ行為の事実関係を可能な限り明らかにする。
- 学校に不都合なことがあっても、事実に真摯に向き合う。
- 先行して調査している場合も、調査資料の再分析を行ったり、必要に応じて新たな調査を実施したりする。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- 調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で経過報告を行いながら情報を適切に提供する。
- 関係者の個人情報に十分な配慮をする一方、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠らないようにする。
- アンケート結果をいじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

エ 調査結果を教育委員会に報告（※ 教育委員会から市長等に報告）

- いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置

② 教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に全面的に協力する。